



厚生労働省 群馬労働局発表
平成28年2月24日

【照会先】
担 群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 遠藤 光
当 監察監督官 八田 孝幸
電話 (027) 896-4735

平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表
～重点監督を実施した事業場の約半数にあたる51事業場に違法な残業の是正を指導～

群馬労働局（局長 内田 昭宏）では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果を取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、約75%にあたる78事業場で労働基準関係法令違反を確認したほか、約半数にあたる51事業場で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

【重点監督の結果のポイント】

- (1) 重点監督の実施事業場 : 105事業場
- (2) 違反事業場数 : 78事業場 (74.3%)
〔(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
- 主な違反内容
- ① 違法な時間外労働があったもの : 51事業場 (47.6%)
うち、時間外労働^{※1}の実績が最も長い労働者の時間数が
月100時間を超えるもの : 15事業場 (29.4%)
うち月150時間を超えるもの : 4事業場 (7.8%)
うち月200時間を超えるもの : 1事業場 (2.0%)
- ② 賃金不払残業があったもの : 6事業場 (5.7%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの : 12事業場 (11.4%)
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況〔(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
- ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの : 49事業場 (46.7%)
うち、時間外労働を月80時間^{※2}以内に削減するよう指導したもの : 19事業場 (40.4%)
- ② 労働時間の把握方法が不適正なため
指導したもの : 20事業場 (19.0%)

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

〔参考〕平成26年11月に実施した「過重労働重点監督」では、監督指導を実施した106事業場のうち、83事業場(全体の78.3%)で労働基準関係法令違反が認められた

平成27年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成27年度過重労働解消キャンペーン（平成27年11月）の間に、105事業場に対し重点監督を実施し、78事業場（全体の74.3%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが51事業場、賃金不払残業があったものが6事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが12事業場であった。

表1 重点監督実施件数等

業種	事項	重点監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反があった 事業場数	主な違反事項		
				労働時間 (注2)	賃金不払残業 (注3)	健康障害防止対 策(注4)
合計		105 (100.0%)	78 (74.3%)	51 (48.6%)	6 (5.7%)	12 (11.4%)
主な業種	製造業	44 (41.9%)	29 (65.9%) (注1)	22	1	5
	運輸交通業	14 (13.3%)	11 (78.6%) (注1)	7	1	0
	商業	12 (11.4%)	11 (78.6%) (注1)	9	2	0
	保健衛生業	12 (11.4%)	9 (75.0%) (注1)	3	0	2
	接客娯楽業	10 (9.5%)	7 (70.0%) (注1)	3	1	1
	その他の業種	13 (12.4%)	11 (84.6%) (注1)	7	1	4

(注1) 括弧内は、監督実施事業場数に対する割合である。

(注2) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注4) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

※ 重点監督では、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報のあった事業場を優先して対象としているため、労働時間の違反のあった事業場の比率が48.6%（平成26年の定期監督等における比率は17.0%）と高くなっている。

表2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
105	20 (19.0%)	35 (33.3%)	18 (17.1%)	16 (15.2%)	11 (10.5%)	5 (4.8%)

表3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9人	10～29人	30人～49人	50人～99人	100人～299人	300人以上
105	11 (10.5%)	17 (16.2%)	10 (9.5%)	19 (18.1%)	16 (15.2%)	32 (30.5%)

2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 49 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の実施（注2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注3）	月 45 時間以内への削減（注4）	月 80 時間以内への削減（注5）	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注6）
49	8	12	26	25	10

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注6）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 20 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2 (1)）（注 2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2 (5)）（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2 (6)）（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2 (3)7）（注 2）	実態調査の実施（基準 2 (3)4)）（注 2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2 (3)5)）（注 2）		
20	11	2	15	0	3	0

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった51事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、15事業場で1か月100時間を、4事業場で1か月150時間を、1事業場で1月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

1月当たり 45時間以下	1月当たり 45時間超 80時間以下	1月当たり 80時間超 100時間以下	1月当たり 100時間超 150時間以下	1月当たり 150時間超 200時間以下	1月当たり 200時間超
20	9	7	11	3	1

(2) 労働時間の管理方法

監督を実施した105事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、17事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、48事業場でタイムカードを基礎に確認し、14事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、34事業場で自己申告制により確認し、14事業場でその他の方法（例えば、出勤簿）により確認し、始業・終業時刻を確認し記録していた。

表7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）			自己申告制 （注2）	その他 （注2）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを基 礎 （注2）		
17	48	14	34	14

（注1）「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複がありうる。

4 その他

- 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督実施状況

平成 27 年 4 月から平成 27 年度過重労働解消キャンペーンである 11 月までの間に実施した監督結果を、以下のとおり、とりまとめた。

- (1) 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督を実施した 4 事業場のうち、3 事業場で労働基準関係法令違反が認められた。主な違反としては、違法な時間外労働があったものが 2 事業場、賃金不払残業があったものが 1 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 2 事業場であった。

表 1-2 監督実施件数等

業種	事項	監督実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係法 令違反があつた 事業場数 (注 1)	主な違反事項		
				労働時間 (注 2)	賃金不払残業 (注 3)	健康障害防止 対策 (注 4)
	合計	4 (100.0%)	4 (100.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)
業種	製造業	1 (25.0%)	1 (25.0%) (注 1)	1	0	0
	貨物取扱業	1 (25.0%)	1 (25.0%) (注 1)	1	0	1
	保健衛生業	1 (25.0%)	1 (25.0%) (注 1)	0	0	1
	その他の事業	1 (25.0%)	1 (25.0%) (注 1)	0	1	0

(注 1) 括弧内は、4 事業場を 100.0%とした場合の割合である。

(注 2) 労働基準法第 32 条違反 [36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。] の件数を計上している。

(注 3) 労働基準法第 37 条 (割増賃金) 違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している [計算誤り等は含まない。]。

(注 4) 労働安全衛生法第 18 条違反 [衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。]、労働安全衛生法第 66 条違反 [健康診断を実施していないもの。]、労働安全衛生法第 66 条の 8 違反 [1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があつたにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。] を計上している。

(2) 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

① 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督実施事業場のうち、3事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止を講じるよう指導した。

表4-2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の実施（注2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減（注5）	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注6）
3	1	1	0	3	0

（注1）から（注6）については、表4に同じ。

② 労働時間適正把握に係る指導状況

監督実施事業場のうち、2事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表5-2 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準2(1)）（注2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準2(5)）（注2）	労使協議組織の活用（基準2(6)）（注2）
		自己申告制の説明（基準2(3)7）（注2）	実態調査の実施（基準2(3)4）（注2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準2(3)ウ）（注2）		
2	0	2	2	0	0	0

（注1）及び（注2）については、表5に同じ。

事例1 (製造業)

最も長い労働者で月250時間を超える違法な時間外労働及び休日労働を行わせていたほか、深夜労働に対する割増賃金の支払いを行わなかったもの
(外国人技能実習生)

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 時間外労働に関する協定の特別条項の上限時間である月80時間を超え、最も長い者で月約200時間の時間外労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②長時間労働の抑制について指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 法定休日に関する協定の上限である月2日を超え、最も多いもので月4日の休日労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第35条（休日労働）違反を是正勧告
- ②長時間労働の抑制について指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 3 深夜労働に対する割増賃金を支払っていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条（深夜労働の割増賃金）違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- ③労働時間の適正把握について指導

事例2 (情報処理サービス業)

最も長い労働者で月180時間を超える時間外労働を行わせ、かつ、長時間労働者に対する医師による面接指導の対象としていなかったもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 時間外労働に関する協定の特別条項の上限である月100時間を超え、最も長い者で月180時間を超える時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②長時間労働の抑制について指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 時間外・休日労働が月100時間を超える労働者に係る医師の面接指導等について、実績がなく、より積極的な運用が求められると判断された。

監督署の対応

- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

事例3
(協同組合)

最も長い労働者で月140時間を超える違法な時間外労働及び休日労働を行わせていたほか、衛生委員会において長時間労働による健康障害防止対策を調査審議していないもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 時間外労働に関する協定の上限時間である月42時間を超え、最も長い者で月100時間を超える時間外労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②長時間労働の抑制について指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 法定休日に関する協定の上限である月2日を超え、最も多いもので月4日の休日労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第35条（休日労働）違反を是正勧告
- ②長時間労働の抑制について指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 3 衛生委員会において長時間労働による健康障害防止対策を調査審議していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第18条（衛生委員会）違反を是正勧告
- ②メンタルヘルス対策も含め長時間にわたる労働による労働者の健康障害防止を図るための対策の樹立について速やかに調査審議を行い、必要な措置を講ずるよう、専用指導文書により指導

事例4
(陸上貨物取扱業)

長時間労働等を原因とする労災請求(脳・心臓疾患を発症)があった事業場において、被災労働者以外の労働者について月180時間を超える違法な時間外労働を行わせ、かつ、長時間労働者に対する医師による面接指導制度はあるものの数年間実績がないもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 時間外労働に関する協定の特別条項の上限である月80時間を超え、労災申請がなされた被災労働者について月90時間、被災労働者以外の労働者についても、月160時間を超える時間外労働が行なわれていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②長時間労働の抑制について指導
- ③過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導